**介護保険施設等における補足給付の対象者の要件が**

**令和７年８月１日から変わります**

**介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを**

**利用する方の食費・居住費については、低所得の方へ補助(補足給付)を行っています。**

※補足給付は、原則、世帯全員(世帯を分離している配偶者を含みます)が町民税非課税の方が対象です。

!

令和6年(1～12月)の老齢基礎年金が見直しになったことに伴い、所得の基準が

800,000円から**809,000円に変更**になりました。

◆居住費・食費の一日あたりの自己負担額 (変更なし)

|  |  |
| --- | --- |
| **居住費(滞在費)** | **食費** |
| ユニット型個室 | ユニット型個室多床室 | 従来型個室 | 多床室 | 施設 |
| 880円 | 550円 | 550円(380円) | 0円 | 300円 |
| 880円 | 550円 | 550円(380円) | 430円 | 390円【600円】 |
| 1,370円 | 1,370円 | 1,370円（880円） | 430円 | 650円【1,000円】 |
| 1,370円 | 1,370円 | 1,370円（880円） | 430円 | 1,360円【1,300円】 |

( 　) 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

◆補足給付対象者の要件

変更前(令和７年７月３１日まで)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **利用者負担段階** | **所得の状況** | **預貯金等の資産の状況** |
| １ | 生活保護受給者の方等 | 要件なし |
| 世帯全員が住民税非課税 | 老齢福祉年金受給者の方 | 単身： 1,000 万円以下夫婦：2,000万円以下 |
| ２ | 前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方 | 単身： 650万円以下夫婦：1,650万円以下 |
| ３－➀ | 前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方 | 単身： 550万円以下夫婦：1,550万円以下 |
| ３－② | 前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方 | 単身： 500万円以下夫婦：1,500万円以下 |

変更後(令和７年８月１日から)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **利用者負担段階** | **所得の状況** | **預貯金等の資産の状況** |
| １ | 生活保護受給者の方等 | 要件なし |
| 世帯全員が住民税非課税 | 老齢福祉年金受給者の方 | 単身： 1,000 万円以下夫婦：2,000万円以下 |
| ２ | 前年の合計所得金額＋年金収入額が80万9千円以下の方 | 単身：　 650万円以下夫婦：1,650万円以下 |
| ３－➀ | 前年の合計所得金額＋年金収入額が80万9千円超120万円以下の方 | 単身：　 550万円以下夫婦：1,550万円以下 |
| ３－② | 前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方 | 単身：　 500万円以下夫婦：1,500万円以下 |